

# キャリア形成促進助成金 (育休中・復職後等人材育成訓練)

キャリア形成促進助成金は、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、事業主や事業主団体に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。当該助成金のメニューの1つに、育児休業中・復職後・再就職後の労働者のキャリア形成を支援する「育休中・復職後等人材育成訓練」を設定しております。

## ● 訓練対象者

雇用保険被保険者

## ● 基本要件

- Off-JTにより実施される訓練であること
- 実訓練時間が10時間以上であること
- 次の①～③のいずれかに当てはまる訓練であること

- ① 3か月以上の育児休業取得中の労働者への訓練（賃金助成なし）
- ② 復職後1年以内の労働者への訓練
- ③ 育児等による離職後、子どもが小学校入学までに再就職した労働者で再就職後3年以内の労働者への訓練

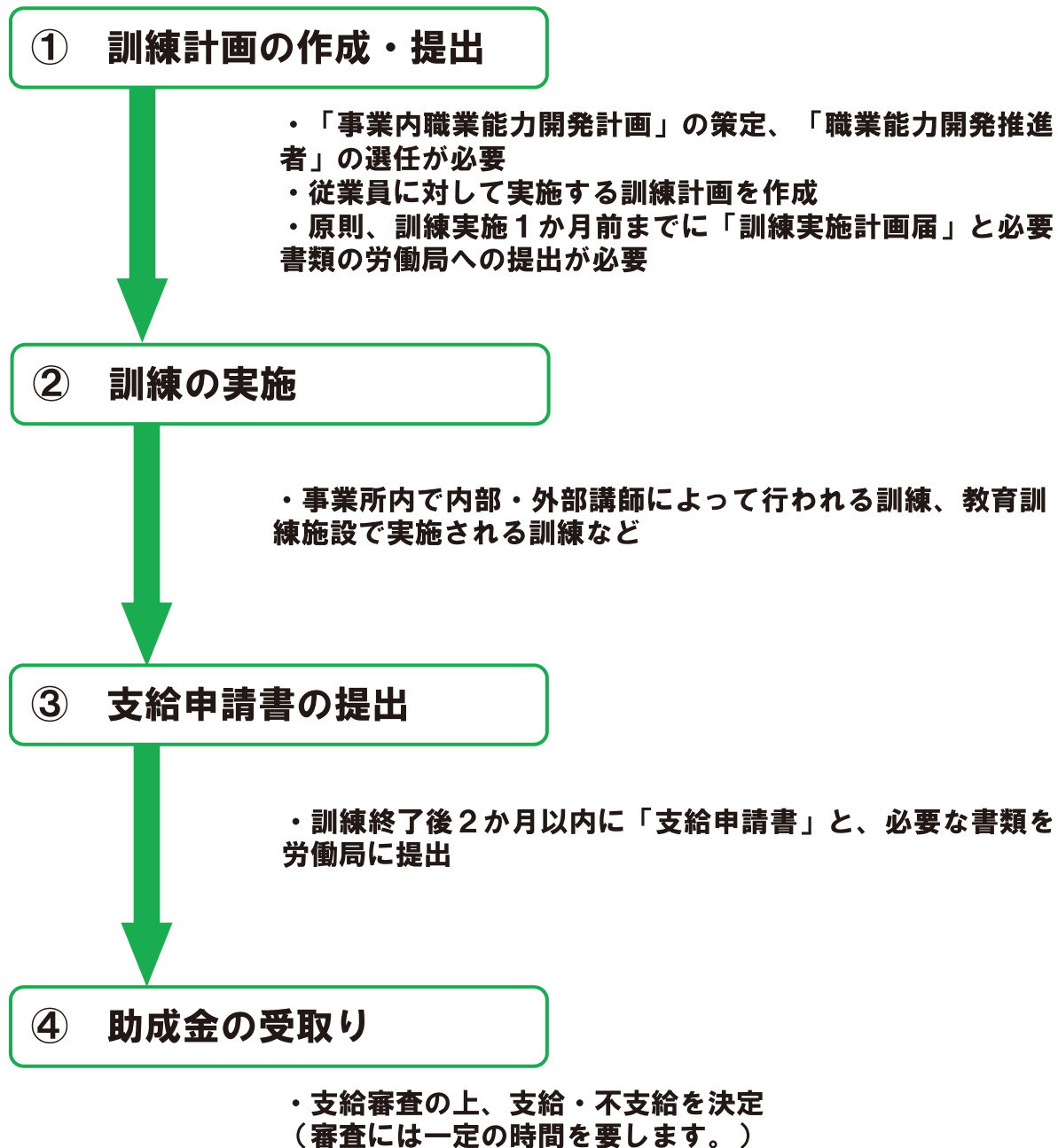
## ● 受給できる額

・賃金助成 1人1時間当たり800円（中小企業以外400円）

・経費助成 実費相当額の2/3（中小企業以外1/2）

- ※ 賃金助成、経費助成にはそれぞれ限度時間と額がございます。
- ※ 助成対象となる訓練コース数は、1人当たり1年度3コースまでです。
- ※ 1事業所が1年度に受給できる助成額は、最大で500万円です。

## ● 受給の手続き



## ● その他

### 【キャリア形成促進助成金のご案内】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

### 【申請様式ダウンロード】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000119441.html>

### 【キャリア形成促進助成金の申請(相談)先】

#### 申請事業主の所在地を管轄する都道府県労働局

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>